

報告第20号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和2年6月10日	32,450円	足立区竹の塚六丁目 14番15号 株式会社ケニーズ 代表取締役 人見 真吾	令和元年9月9日未明、 区が所有し管理する、 屋外に設置された消火 器格納箱が台風により 倒れ、近くに駐車して いた相手方所有の車両 に当たり、車両バンパ ーの一部を損傷させ た。